

遺跡のある場所で工事を行うときは、届出が必要です

☎社会教育課 ☎25-3185

「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼んでいます。田布施町内の周知の埋蔵文化財包蔵地の数は、現在およそ 145 か所以上確認されています。

この周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事などを行う場合には、文化財保護法第 93 条に基づき、工事着手 60 日前までに「埋蔵文化財発掘届出書」を田布施町教育委員会を経由して山口県教育委員会へ提出し、指示を受けることになります。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外でも調査が必要な場合がありますので、宅地造成や土木工事などを計画する際には、事前に田布施町社会教育課で埋蔵文化財の所在の有無についてお問い合わせください。

※埋蔵文化財は、地下に埋もれた文化財です。
埋蔵文化財には、土地と切り離すことのできない住居の跡や古墳、貝塚などの「遺構」と、土器や石器などの「遺物」があり、これらが分布している地域を「遺跡」といいます。

協力隊退任のお知らせ
地域おこし協力隊の大瀧美樹さんが、4 月末で退任されました。
【大瀧さんのコメント】
この度、家庭の事情により大阪に帰ることとなりました。今後は大阪から田布施町の情報を発信していきたいと思っています。本当にありがとうございました。

日積浄水場一般見学会

◇日時 6月1日(水) 7日(火)
(土日除く)
午前9時～午後4時
(所要時間1時間程度)
◇場所 柳井地域広域水道企業団日積浄水場
◇申込方法 事前に電話で申し込む
※少人数の場合は時間調整させていただきます。詳細はお問い合わせください。
◇申込み・問合せ先 柳井地域広域水道企業団 総務課
☎28-5333

人口と世帯

(4月1日現在)



…人口…
15,651 人
(増減 - 64 人)

…男…
7,432 人

…女…
8,219 人

…世帯…
6,997 世帯

休日・夜間納税(相談)窓口

5月・6月

滞納が続くと、納期から本税(料)納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

今月の納期

- 固定資産税・都市計画税 (1期)
- 軽自動車税 (全期)

■休日昼間納税(相談)窓口(8:30～17:00)

5月29日(日) 6月26日(日)

■平日夜間納税(相談)窓口(～20:00)

5月31日(火) 6月30日(木)

◇納付場所 町役場 1 階 税務課窓口

◇対象および内容の問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税 務 課 ☎52-5804

国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎52-5809

保育料および児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎52-5810

町営住宅使用料および駐車場使用料
……………建 設 課 ☎52-5807

下水道受益者負担金
……………建 設 課 ☎52-5817